

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間
- 2 目標と取り組み内容・実施時期

目標1 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・ 令和3年10月～ 相談窓口の設置について検討する。
- ・ 令和4年4月～ 相談員の研修を実施する。
- ・ 令和5年1月～ 相談窓口の設置について社員へ周知する。
- ・ 令和6年1月～ 社内広報にて、相談窓口について社員へ周知する。
- ・ 令和7年1月～ 社内広報にて、再度、相談窓口について周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率60%以下の社員をゼロにする。

<対策>

- ・ 令和3年10月～ 年次有給休暇の個人別取得状況を把握する。
- ・ 令和4年4月～ 取得状況を踏まえ、取得を阻害する課題や問題点を洗い出す。
- ・ 令和4年6月～ 目標達成に向けた対策を立案し、計画的取得を促進するために管理職教育並びに、社内広報を実施する。
- ・ 令和5年1月～ 有給取得状況を定期的に確認し、取得率の低い場合は、管理職及び上司から有給休暇取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分について見直しを実施する。
- ・ 令和6年1月～ 有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。